

# 公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年5月20日

収支等命令者

佐賀県立名護屋城博物館統括副館長

## 1 業務内容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名    | 企画展「名護屋城趾竝陣趾」広報等業務                          |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙業務委託仕様書（資料1）による                           |
| (3) 履行期間     | 契約締結の日から令和8年12月28日まで                        |
| (4) 履行場所     | 佐賀県立名護屋城博物館（佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3）<br>が指定する場所 |
| (5) 契約上限額    | 2,618,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）                |

## 2 参加資格に関する事項

本件プロポーザル（又は企画コンペ）に参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

〈単独事業者の場合〉

- (1) 佐賀県及び福岡県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 過去3年間に同種の業務を受託した実績を有し、本事業目的の達成のために必要な企画・立案・製作に関して、十分なノウハウや実績を有すること。
- (3) 緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
<複数事業者による共同事業体の場合>

(1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(8)までの条件を満たすこと。

共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

### 3 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県立名護屋城博物館 学芸課 企画普及係 担当 岩永・徳永  
郵便番号 847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3

電話 0955-82-4906

ファックス番号 0955-82-5664

電子メールアドレス nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp

(2) 関係書類の交付期間及び方法

令和8年5月20日(水)から同6月16日(火)まで佐賀県ホームページに掲載する。

### 4 説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月26日(火) 午前11時～

(2) 場所 佐賀県立名護屋城博物館 1階 図書閲覧室

(3) 説明会参加申込書

ア 提出資料 説明会参加申込書1部(別紙)

イ 提出期限 令和8年5月22日(金) 17時まで

ウ 提出方法 持参、郵送(配達記録が残る方法とすること。)、FAX. 又はメール。メールの場合は送付後に提出した旨を電話連絡すること

### 5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に關係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和8年6月2日(月) 17時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和8年6月8日(月)までに通知する。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 6 提案書の提出

關係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、別紙のとおりとし、主な内容は以下のとおりとする。

ア 本事業の実施体制案(統括者、各業務の統括者、担当者を示した体制案)

イ 事業実績(記載の内容が確認できる書類を添付すること)

ウ 展示会場におけるデザイン・造作・サイン制作の実績例

エ 広報計画案

オ 実施スケジュール

カ その他、企画展の観覧者増に資する取り組み

キ 見積書(本公示(5)の契約上限額をふまえ、見積額(税込)及びその明細を記載すること。

(2) 企画提案にあたっての留意事項

企画展及び特別史跡「名護屋城跡並陣跡」の価値を、親しみやすかつインパクトをもって提示すること。佐賀県内、近隣県内(特に福岡市)の幅広い世代、及び国内

の城郭、歴史、史跡に関心を有する人々に効果的にアプローチできるよう、広報媒体の性質やターゲット層の情報取得方法の傾向をよく検討したうえで訴求力のある提案を行うこと。

(3) 提出期限 令和8年6月10日(水)午後5時まで

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## 7 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月16日(火)午前11時～

(2) 場所 佐賀県立名護屋城博物館 1階 図書閲覧室

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

(4) 留意事項

ア ヒアリング時間は1者あたり40分程度(説明20分、質疑20分程度)とする。

イ モニターの使用を希望する場合は、館で用意するため事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

## 8 結果の通知

令和8年6月17(水)までにすべての参加者に対し連絡する。その後すみやかに書面で通知する。

## 9 評価に関する事項

(1) 評価基準(配点入り)は別紙のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(4) 必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

## 10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) その他、随意契約を締結する場合において契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

- イ 本件プロポーザル（又は企画コンペ）手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

説明書による。